

## こどもの権利の視点から行う事業評価方法の検討

### 1 評価対象事業の選定

流山市こども計画に位置付けられた個別事業のうち、こどもの権利の視点から行う評価対象事業を選定する。

【第1回部会での意見概要】

基本目標1の事業に加え、基本目標1以外の事業についても中野区を参考にピックアップする。

流山市こども計画に位置付けられた個別事業のうち、中野区子ども総合計画における評価対象事業と重複する事業を網掛けで示した。中野区を参考に評価対象事業を選定したい。(資料1－2参照)

※中野区子ども総合計画における評価対象事業は参考資料1をご参照ください。

### 2 評価手法の検討

#### (1) 評価項目の検討

流山市こども計画の基本理念には、子どもの権利条約の5つの基本理念が組み込まれていることや、中野区の評価項目は、子どもの権利条約の視点を取り入れている。そのため、流山市こども計画における子どもの権利条約の5つの基本理念をベースに評価項目を検討したい。

(参考) 流山市こども計画における子どもの権利条約の基本理念

- ①生命・生存・発達の保障
- ②子どもの最善の利益の優先考慮
- ③子どもの意見表明権の確保
- ④差別の禁止
- ⑤一人の人間としての権利の主体であることの尊重

(参考) 中野区の評価項目

- ①「意見表明・参加」の視点（子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか）
- ②「広報・周知」の視点（子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか）
- ③「子どもの最善の利益」の視点（事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか）

## 流山市こども計画の基本理念

### ①差別の禁止（差別のないこと）※子どもの権利条約第2条

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

### ②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）※第3条

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

### ③生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）※第6条

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### ④子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができるここと）※第12条

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

### ⑤一人の人間としての権利の主体であることの尊重

子どもの権利条約では、子どもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。子どもが大人と同じように、一人の人間としてもつ様々な権利を認めています。



基本理念の考え方をベースに評価項目を検討

## 評価項目（案）

### ①「差別のないこと」の視点

- ・子どもが差別的な取扱いを受けないような取組をしているか（配慮しているか）。
- ・あらゆる子どもの参加や利用ができるような配慮しているか（ユニバーサルな視点）。
- ・子どもがアクセスしやすい情報発信を行っているか。

### ②「子どもの最善の利益」の視点

- ・子どもに関することが決められ、行われる時に、「子どもにとって最もよいことは何か」を考慮しているか。
- ・事業を行ったことにより、子どもにどのような効果（変化）があったか。

### ③「命を守られ成長できること」の視点

- ・子どもの命が守られ、成長できるような支援を行っているか。
- ・子どもの安心や安全が確保されるような取組をしているか。

### ④「子どもの意見の尊重」の視点

- ・子どもの意見を聴いているか。
- ・子どもの意見を考慮し、事業に反映しているか。

### ⑤「一人の人間としての権利の主体であることの尊重」の視点

- ・子どもの権利を正しく理解するための取組を行っているか。（周知啓発・理解促進）

## 評価表のイメージ

事業番号	事業名	取組内容	子どもの権利の視点から行う評価
4	流山市こども会議の設置	こどもに関する施策や事業等について話し合い、市に対して政策提言等を定期的かつ継続的に行う恒常的な仕組みとして、小学生から中学生を対象とした「流山市こども会議」を設置します。	<p>①「差別のないこと」の視点 より多くのこどもが参加できるように、学校や児童館など、こどもが日常的に利用する施設において周知をしました。会議には小学校低学年から中学生が参加したため、どの年齢でも理解できるように資料にふりがなを振り、やさしい日本語を使用するよう配慮しました。</p> <p>②「子どもの最善の利益」の視点 テーマ内容に関する事業担当課に出席いただき、こどもたちが活動しやすくなるようサポートしました。 参加したこどもたちは、流山市について深く考えることができたり、自分の考えたことを発表できたりして嬉しかったという声がありました。</p> <p>③「命を守られ成長できること」の視点 こどもと年齢が近い大学生をファシリテーターとして各グループに配置し、こどもたちがより安心して話し合いができるようになりました。</p> <p>④「子どもの意見の尊重」の視点 グループで話し合った内容を、市長と教育長に提言する成果報告会を開催しました。提言内容は事業担当課が受け止め、その検討内容の実現可否などをこどもたちに報告するふりかえり会を開催し、フィードバックを行いました。</p> <p>⑤「一人の人間としての権利の主体であることの尊重」の視点 大学生ファシリテーターに対し、あらかじめ事業目的と子どもの権利について説明を行いました。</p>

## (2) 評価手順の検討（P D C Aサイクル）

子どもの権利の視点から事業評価を実施するにあたり、どのような手順で評価を実施するのか検討を行う。

### 【評価手順（案）】

- ①子どもの権利の視点から行う事業評価と子どもの意見表明・参加の手引きについて研修を実施し、その上で評価を依頼する。
  - ②事業評価内容を子ども家庭課で取りまとめる。
  - ③流山市子どもの権利部会に事業評価内容を報告し、ご審議いただく。
  - ④権利部会で出た意見を各課にフィードバックする。必要に応じ事業評価内容を修正する。
  - ⑤権利部会及び本会に最終的な事業評価を報告し、内容を確定させ、公表する。
- ※事業評価のスケジュール案は、資料1－3のとおり。